

暫定排水基準の適用について

これまでの暫定排水基準の取り扱いは、下記のとおりである。

暫定排水基準を適用する必要がある業種については、これまで、適用期間を法と同様に3年間としてきた。

暫定排水基準には、これまで、猶予期間は設定していない。